

交 企 第 8 1 8 号

平成17年12月27日

埼玉県警察本部長

交通事故情報管理運用要領の制定について（通達）

この度、埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成17年交企第817号）の実施に伴い、埼玉県警察情報管理システムによる交通事故情報管理業務実施要領（平成6年 埼例規第53号・交企・交指・教育・情管）の全部を別添のとおり改正し、平成18年1月1日から実施するから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

交通事故情報管理運用要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成17年交企第817号。以下「交通業務管理システム実施要領」という。）に規定する交通事故情報管理機能による各業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象業務

交通事故情報管理機能においては、次の業務を行うものとする。

- (1) 人身事故データ処理業務
- (2) 物件事故データ処理業務
- (3) ひき逃げ・あて逃げ事件データ処理業務
- (4) 事件データ処理業務
- (5) 現場見分データ処理業務
- (6) 行政処分関係業務

第3 責任者等の設置及び任務

1 交通事故情報管理運用責任者

- (1) 交通部高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）に交通事故情報管理運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。
- (2) 運用責任者には、警察署等の隊長補佐又は交通課長若しくは交通事故捜査を担当する課長代理をもって充てる。
- (3) 運用責任者は、登録、出力及び各業務の適正な運用管理に当たる。

2 交通事故情報管理担当者

各業務に係る登録、資料の出力を行うため、次に掲げる所属についてそれぞれ定める者を交通事故情報管理担当者（以下「担当者」という。）とする。

(1) 警察本部

交通部交通総務課、同部交通捜査課及び同部運転免許本部運転管理課の交通事故情報管理に従事する職員

(2) 警察署等

交通事故捜査を担当する職員並びに運用責任者が指定する交通事故統計及び分析に従

事する職員

(3) その他

物件事故データ処理業務にあつては、当該物件交通事故を担当した職員

第4 交通事故情報ファイルへの登録

1 登録対象

交通事故情報ファイル（交通業務管理システム実施要領第3に規定する交通事故情報ファイルをいう。以下同じ。）に登録する対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項に規定する道路において発生した事故で、車両、列車の通行によって発生した次に掲げる事故とする。

(1) 死亡、負傷を伴う事故

(2) 物の損壊を伴う事故

(3) 前記(1)及び(2)以外の事故で、人身事故データ処理業務に係る業務責任者（交通業務管理システム実施要領第5の4の規定により置かれる業務責任者をいう。以下同じ。）が登録を必要と認める事故

2 登録事務

交通事故を取り扱った場合は、次表に定めるところにより登録の種別ごとに登録実施者が登録を行うものとする。

（次表省略）

3 修正

担当者が登録を行ったときは、運用責任者は、登録データを審査し、登録事項に誤りがあった場合は、直ちに担当者に修正を行わせること。ただし、特別な事情がある場合は、業務主管課において登録事項の修正を行うことができる。

4 留意事項

運用責任者は、検挙票登録について、事件完結後、速やかに登録を実施するよう指導するとともに、捜査未了で登録が必要となる場合も時機を失することのないよう交通事故情報の適正な管理に努めること。

第5 出力等

1 資料の出力

各業務の業務責任者及び警察署長等は、交通事故情報ファイルに登録されたデータによ

り、交通事故防止対策の基礎となる交通事故日報、交通事故統計、地図データを利用した資料等を作成することができる。

2 警察庁情報管理システムへの登録

交通部交通総務課長は、交通事故情報ファイルに登録されたデータにより編集された交通事故統計データを警察庁情報管理システムに登録するものとする。

第6 照会

職員は、交通事故情報の照会の必要があるときは、埼玉県警察ネットワークシステム端末から照会することができる。

第7 登録されたデータの保存期限

交通事故情報ファイルに登録されたデータは、次の区分により定める期日まで保存する。

(1) 交通事故情報ファイルの人身事故データ

人身事故データ処理業務に係るデータの保存期限は、登録した年から起算して5年目の12月31日とする。

(2) 交通事故情報ファイルの物件事故データ

物件事故データ処理業務に係るデータの保存期限は、登録した年から起算して3年目の12月31日とする。

(3) 交通事故統計データ

人身事故データ処理業務、物件事故データ処理業務に登録することにより、作成された交通事故統計に係るデータの保存期限は、登録した年から起算して10年目の12月31日とする。

実施日

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成22年3月30日務第770号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成24年1月16日交企第41号）

この通達は、平成24年1月30日から実施する。

実施日（平成24年6月22日交捜第991号）

この通達は、平成24年7月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。